主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人関護の上告趣意(後記)は、結局量刑不当、の主張に帰し刑訴応急措置法 一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 田中巳代治関与

昭和二六年三月二〇日

最高裁判所第三小法廷

判官 長谷	川 太 一	郎
判官 井	上	登
判官 島		保
判官 河	村 又	介